

非常勤職員の勤務条件について

平成 29 年 12 月 25 日
第 13 回静岡市行財政改革推進審議会

区分	職務内容	勤務場所	勤務時間	報酬月額 (H29)	資格等
一般事務	各種申請受付、庶務経理・書類作成（パソコン操作）事務、窓口対応等	市役所、各区役所・支所、市出先機関など	週 30 時間 （6 時間×5 日） 週 31 時間 （7 時間 45 分×4 日） ※配属先により異なる。	週 30 時間勤務 121,100 円 週 31 時間勤務 125,200 円	
面接相談員	生活保護に係る面接相談業務 ① 相談内容の聴取と問題点の把握 ② 相談内容に応じた活用可能な制度等の案内・助言援助 ③ 生活保護制度の説明 ④ 生活保護申請に対する援助、申請受付	各福祉事務所生活支援課	週 30 時間 （6 時間×5 日）	150,400 円	・生活保護業務又は社会福祉施設での相談業務経験（3 年以上。ただし、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有している人は 1 年以上の経験で可） ・社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事
訪問支援員	生活保護に係る訪問活動及び事務処理等の補助 ① 高齢者世帯、障害者世帯等生活保護受給世帯への定期的訪問活動、結果報告 ② その他福祉事務所長が必要と認める事務	各福祉事務所生活支援課	週 30 時間 （6 時間×5 日）	118,900 円	・福祉に興味があり、職務を続けられる方 ・原付免許を有している方
就労支援員	生活保護受給者等への就労支援業務 ① 求職の相談に応じ、求職情報の提供や就職方法についての支援を行う。 ② 公共職業安定所で求職する場合に同行し支援を行う。 ③ 必要に応じ、企業面接に同行する。 ④ 収集した求職情報を整理し、広くケースワーカーに提供する。 ⑤ ケースワーカーの就労指導に協力する。 ⑥ その他就労支援に関する業務を行う。	各福祉事務所生活支援課	週 31 時間 （7 時間 45 分×4 日）	154,000 円	・厚生労働省指定のキャリアコンサルタント能力評価試験資格を有する者 ・産業カウンセラーの資格を有する者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・公共職業安定所において、相談業務経験を有する者 ・企業、団体等において人事等の部局に所属し、従業員の再就職等に係る相談業務経験を有する者 ・人材紹介業、人材派遣業、再就職支援業における業務経験を有する者
用務員	樹木の剪定・花壇整備、窓ガラス破損交換、塗装・木工・溶接等による設備修繕、校地内外清掃、校内施錠開錠、物品運搬等	市立の小学校、中学校及び高等学校	週 38 時間 45 分 （7 時間 45 分×5 日）	143,000 円	